

## 八千代市公正入札調査委員会設置要領

### (目的)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、市に八千代市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は、建設工事等についての入札談合に関する情報があった場合は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- ① 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- ② その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

### (組織)

第3条 委員会は、副市長を委員長とし、財務部長並びに入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する部長及び課長をもって組織するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財務部長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者をオブザーバーとして出席させ、発言させることができる。

### (会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて委員長が招集し、会議を開くものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、財務部契約課に置くものとする。

### 附 則

この要領は、平成8年10月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 3 年 6 月 1 7 日から施行する。